

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第35号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき職員の<u>育児休業、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）及び部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る特別休暇）</p> <p>第2条 条例第3条第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第16条の表第8号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年<u>3月</u>鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき職員の<u>育児休業等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る特別休暇）</p> <p>第2条 条例第3条第1号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年<u>12月</u>鳥取県条例第35号）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年<u>12月</u>鳥取県条例第36号）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものは、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。）第16条の表第8号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担</p>

則」という。)第15条の表第8号に規定する場合における特別休暇とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る養育の方法)

第3条 条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

(育児休業の承認の請求)

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 略

(育児休業の期間の延長の承認の請求)

第5条 略

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 略

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第7条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 育児休業法第2条の規定により育児休業(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成

教職員勤務時間規則」という。)第15条の表第8号に規定する場合における特別休暇とする。

(育児休業の承認の請求)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 略

(育児休業の期間の延長の承認の請求)

第4条 略

(子が死亡した場合等の届出)

第5条 略

2 第3条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(勤務した期間に相当する期間)

第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休

14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 略

(2) 略

（育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間）

第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益法人等派遣職員であった期間のうち公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る特別休暇）

第10条 条例第11条第1号の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則第16条の表第8号又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第8号に規定する場合における特別休暇とする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る養育の方法）

第11条 条例第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

（特別の形態による育児短時間勤務）

第12条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とする。

2 条例第12条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

業（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第2条第1号に規定する育児休業）をしていた期間及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

イ 略

(2) 略

第5条の3 条例第5条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、公益法人等派遣職員であった期間のうち公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書の様式は、人事委員会が別に定める。

2 第4条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第14条第1号」と読み替えるものとする。

(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)

第15条 条例第20条第2項の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則第16条の表第10号又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第10号に規定する場合における特別休暇とする。

(部分休業の承認の請求手続)

第16条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第17条 第6条の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条第1号」とあるのは、「条例第22条の規定により準用する条例第14条第1号」と読み替えるものとする。

(給与の減額方法)

第18条 条例第21条の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(部分休業の時間から減じる特別休暇の時間)

第6条 条例第9条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものは、勤務時間規則第16条の表第10号又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第10号に規定する場合における特別休暇とする。

(育児休業に関する規定の部分休業への準用)

第7条 第3条第2項及び第5条の規定は、部分休業について準用する。

(給与の減額方法)

第8条 条例第10条の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第12条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 育児休業の承認の請求及び期間の延長の請求並びに部分休業の承認の請求(この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始し、又は期間を延長するものに限る。)並びに育児短時間勤務の承認の請求並びにこれらの請求に対する承認に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。